

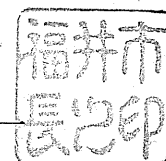
福井市告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の町及び字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、告示の日からその効力を生ずるものとする。

平成27年12月11日

福井市長 東く村 新



次の区域の地先の公有水面埋立地220.43平方メートルを蒲生町1字北出道下に編入する。

町	字	地番
蒲生町	1字北出道下	24の2 26の1

次の区域の地先の公有水面埋立地21,684.59平方メートルを蒲生町11字南出道之下に編入する。

町	字	地番
蒲生町	11字南出道之下	68の1 68の2 68の3 68の5 68の6 68の7 68の8 68の9 68の10 68の11
これらの区域に隣接する水路である国有地		

次の区域の地先の公有水面埋立地382.64平方メートルを茱崎町38字北馬瀬に編入する。

町	字	地番
茱崎町	38字北馬瀬	7の6 8の2 8の3 9の4

	1 0 の 4
--	---------

次の区域の地先の公有水面埋立地 2, 444.09 平方メートルを菜崎町 45 字臨海に編入する。

町	字	地番
菜崎町	45 字臨海	1 の 1